

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示案 新旧対照条文

目次

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）（抄）（第一関係）
- 医療観察指定医療機関療養担当規程（平成十七年厚生労働省告示第三百六十七号）（抄）（第二関係）
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）（抄）（第三関係）

改正案

現行

（診療開始時の注意）

第三条（略）

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

（診療開始時の注意）

第三条（略）

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村（育成医療に係る受給者証の交付に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）と協議し、その承認を受けなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村等から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

第九条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村に通知しなければならない。

一・二（略）

第九条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村等に通知しなければならない。

一・二（略）

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第二条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サ

定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者）にあっては介護保険の例によって」と、それぞれ読み替えて適用する。

ビス事業者にあっては介護保険の例によって」と、それぞれ読み替えて適用する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第七条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第七条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八十四条第一項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八十四条第一項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>